

香取市合併 20 周年記念ロゴマーク使用基準

1 趣旨

香取市では令和 8 年 3 月の合併 20 周年を、市内外に効果的に P R するための情報発信ツールとなる香取市合併 20 周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）を決定しました。

この基準は、ロゴマークを市の P R のために使用する際に必要な事項を定めるものです。

2 ロゴマーク

ロゴマークの形状及び色彩は、別に定める「香取市合併 20 周年記念ロゴマークガイドライン」（以下、ガイドラインという。）のとおりとする。

3 使用基準

「1 趣旨」に合致するもの、香取市のイメージアップに役立つものに広く使用するものとします。

ただし、次の（1）～（7）のいずれかに該当する場合には、使用を承認しないこととするとともに、承認後に発覚した場合には、直ちに承認を取り消すこととします。

- （1）市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき
- （2）ロゴマークのイメージを傷つけ、又はそのおそれがあるとき
- （3）自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき
- （4）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき
- （5）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認している誤解を与える、又はそのおそれがあるとき
- （6）申請者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益の活動を行う団体であるとき。また、役員に同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がいるとき
- （7）その他香取市合併 20 周年記念事業実行委員長（以下、実行委員長という。）が使用について不適当であると認めるとき

4 使用期間

ロゴマークの使用期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

5 使用手続き

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「香取市合併 20 周年記念ロゴマーク使用承認申請書」を、実行委員長に提出するものとします。

ただし、次の（1）～（6）のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- （1）市が使用するとき
- （2）学校等が教育の目的で使用するとき
- （3）自治会、NPO その他の公共団体等が公益的な活動のために使用するとき
- （4）香取市合併 20 周年記念賛同事業募集要項により承認を受けているとき
- （5）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- （6）その他実行委員長が使用について適当であると認めるとき

6 使用承認

実行委員長は、提出された申請書に基づき審査を行い、その結果を「ロゴマーク使用承認通知書」により使用者へ通知します。

7 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とします。

8 使用に関する留意事項

使用承認を受けた者は、次の（1）～（7）に掲げる事項を遵守することとします。

- （1）申請した内容のみに使用すること
- （2）提供したデータを使用し、ガイドラインを遵守し正しく使用すること
- （3）使用承認を受けて製作した物品等を使用開始前に提出すること。ただし物品等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真の提出をもってこれに代えることができる
- （4）使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと
- （5）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- （6）ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること
- （7）商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと

9 苦情、損害賠償等について

使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故・苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じることとします。

また、発生した事故・苦情等について、実行委員長はその責を負わないものとします。

10 その他

- (1) この使用基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は実行委員長が別に定めます。
- (2) この使用基準は、令和7年12月1日から適用します。
- (3) この使用基準は、令和9年3月31日をもって、その効力を失います。ただし同日までに使用の承認をしたロゴマークに係る使用基準の規定は、なおその効力を有します。